

特集

大船渡市の 林野火災に係る 復旧に向けた 取組について

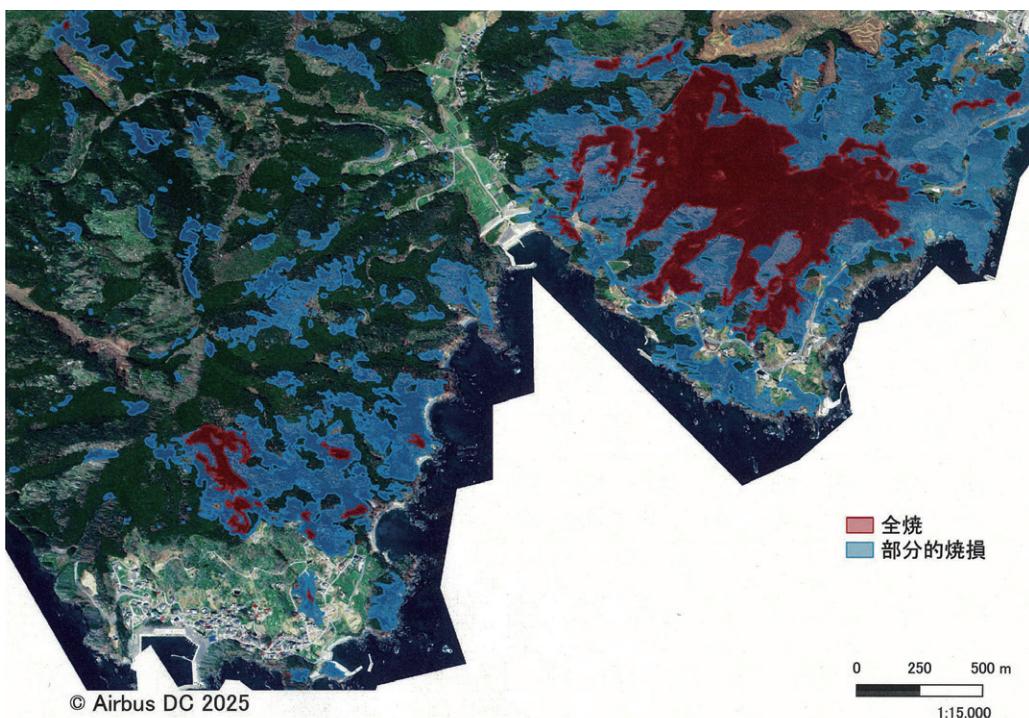


1 大船渡市林野火災の概要

令和7年2月の岩手県大船渡市での林野火災は、最初の火災が2月19日に発生し、6日後の25日に鎮圧されました。しかし、その翌日26日には、近隣の地域から火災が発生し、強風にあおられるという気象条件や極端な乾燥等の要因が複合的に作用して著しい飛び火などにより多方面へ延焼拡大することとなり、3月9日に鎮圧の発表がされたものの、その後も降雨がほとんど無く、最終的に鎮火宣言が発表されたのは4月7日となりました。

今回の大船渡市における林野火災の被害については、平成以降では最大規模で市の面積の約1割にあたる面積約3,400haが延焼し、2月19日発生の林野火災も含め、3月28日に激甚災害に指定されました。

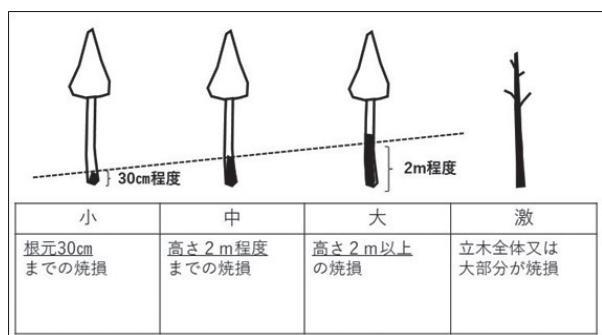
2 被害調査の概要について



衛星画像データ



被害状況の現地調査



被害の程度区分

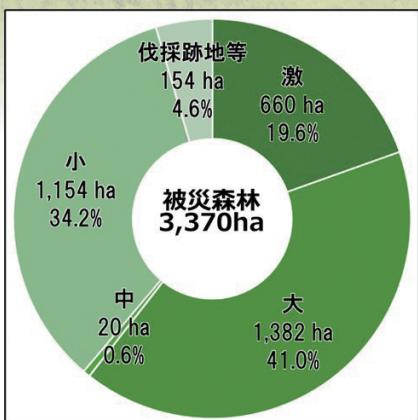
方森林組合も調査に協力しました。被害の程度については、被害の大きい方から「激」「大」「中」「小」に区分され、被災森林全域の被害の把握がされました。

また、林野火災の被害については、時間の経過とともに枯損木が増加するなど被害

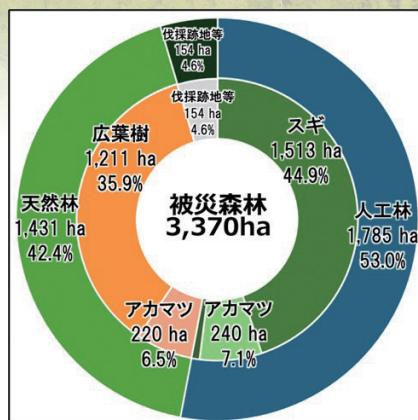
状況が変化していくことも想定されることから、林野庁において、発災前と発災後の衛星画像データの分析により被害状況の経時変化を把握するための調査を令和7年度に実施しています。

衛星画像データの分析により被害状況の経時変化を把握するための調査を令和7年度に実施しています。

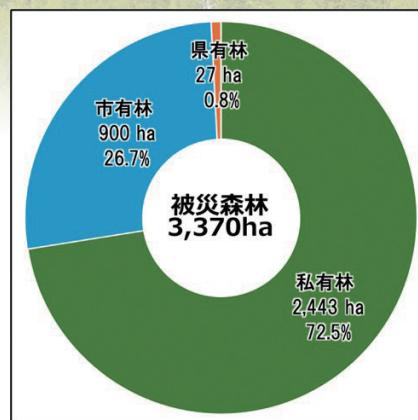
被害区分別



林種・樹種別



森林所有形態別



被害調査の結果



第3回大船渡市林地再生対策協議会

3 森林の復旧に向けた体制について

被害を受けた森林が3,370haという広大な面積であり、森林の復旧には多岐にわたる課題があることから、森林の復旧を進めるため、大船渡市において、行政機関や関係団体等により、「大船渡市林地再生対策協議会」が、4月30日に設置されました。林野庁も、同協議会に参画し、大船渡市を始めとする関係者と連携しているところであります。同協議会は、現在までに3回（5月22日、8月8日、11月18日）開催され、被害調査の実施状況の情報共有と、森林の復旧の復旧に向けた、全体の復旧計画をとりま

とめる予定となっています。

4 森林の復旧・再建に向けた支援について

激甚災害の指定により、森林の復旧については、森林災害復旧事業の活用が可能となりました。森林災害復旧事業は、早期に森林の公益的機能の回復を図るために、人工林を対象に、被害木の伐採・搬出、伐採跡地における植栽等を支援する事業です。今後、森林の復旧を図っていくこととなります。

また、特に被害を受けた森林は、下層植物が焼失し、表土も脆くなり土砂災害防止の復旧を図っていくことになります。

さらに、林野火災により林業機械や特用林産施設が焼損しましたが、被災者の要望に応じ、その整備に対しても支援していきます。このほか、大船渡市においても、建造物等に被害をおよぼすおそれのある被災した立木処理を支援する被災危険木除去事業をするなど支援体制も整えられてきています。

大船渡市林野火災 復旧・再建に向けた支援策(森林・林業)

	被害状況	復旧・再建支援策	支援の内容
森林・林業関係	森林(3,370ha)の焼損	・森林災害復旧事業 (被害木の伐採・搬出、伐採跡地における造林等を支援)	国1/2、県1/6、市1/3等 (所有者負担なし)
		・災害関連緊急治山事業 (人家や道路への土砂流出のおそれがある荒廃山地において当該発生年に緊急に行う復旧整備)	・国2/3、県1/3 (所有者負担なし)
		・治山事業 (上記以外の箇所における荒廃山地の復旧整備)	・国1/2、県1/2 (所有者負担なし)
高性能林業機械(4台)の焼損	・林業・木材産業循環成長対策 (高性能林業機械の撤去・復旧等を支援)	国1/2	
特用林産施設(1箇所)の焼損	・林業・木材産業循環成長対策 (特用林産施設の撤去・復旧・生産資材の導入を支援)	国1/2	

森林災害復旧事業については、被害を受けた人工林の中で早期に復旧をすることが必要な区域や早期に保全を図るべき水源の上流区域について、大船渡市が森林所有者の意向を踏まえつつ事業の申請を行い、復旧に取り組むこととしています。その1回目として、7月14日に準備の整った市有林を中心とした約120haの区域について申請が行われ、事業が採択されました。採択された区域のうち、約25haについては、9月に大船渡市と事業体で契約が結ばれ、事業実施に必要な林道の整備を行った後、11月から被災木の伐採が始まっています。伐採した被災木については、調査により把握した被災の程度により製材やバイオマス

5 森林災害復旧事業の実施について

森林災害復旧事業については、被害を受けた人工林の中で早期に復旧をすることが必要な区域や早期に保全を図るべき水源の上流区域について、大船渡市が森林所有者の意向を踏まえつつ事業の申請を行い、復旧に取り組むこととしています。その1回目として、7月14日に準備の整った市有林を中心とした約120haの区域について申請が行われ、事業が採択されました。採択された区域のうち、約25haについては、9月に大船渡市と事業体で契約が結ばれ、事業実施に必要な林道の整備を行った後、11月から被災木の伐採が始まっています。伐採した被災木については、調査により把握した被災の程度により製材やバイオマス



大船渡市林野火災により焼損した林業機械



災害復旧事業着手前



11月から開始された被災木の伐採

燃料など複数の用途を想定し、有效地に活用するよう検討が進められています。一方、岩手県林業技術センターでは、科学的根拠に基づいた被災木の利活用を進めるため、大学や林業関係団体等と連携し、被災木の力学、化学特性の評価をし、利用の可能性を調査しています。このように、被害を受けた森林の復旧に向けての第一歩を踏み出

したといえます。また、被害を受けた森林の所有者に対しては、9月に大船渡市により地域説明会が開催され、森林災害復旧事業の内容や進捗について説明が行われるとともに、説明会後に、事業実施に関する意向調査が行われました。現在、森林災害復旧事業の2回目の申請範囲等のとりまとめを行ってお

6 災害関連緊急治山事業の実施について

今回の林野火災は「乾燥・強風等の異常な天然現象により生ずる災害」であると確り、令和8年2月中旬頃を目途に事業の採択、その後の事業実施へと進めていく予定です。



応急対策対策前



応急対策実施後



災害関連緊急治山事業実施箇所



⑧田浜(たはま)



③西甫嶺(にしほれい)

認できたことから、4月に災害関連緊急治山事業^{*}の事業対象箇所の検討を行うため、林野庁、東北森林管理局及び岩手県による現地調査を行いました。

この調査結果等を踏まえ、「災害により発生した荒廃山地」として取り扱うこととして、広範囲にわたる下層植生の焼失により森林土壤等の浸透機能の低下が見られ、今後の降雨等により土砂流出等の被害を与えるおそれがあると判断した緊急的な治山対策が必要な9箇所について、災害関連緊急治山事業を採択し、現在、岩手県が治山ダムの設置等を進めています。総事業費は約6億円、治山ダム11基、流木捕捉工4基の整備を予定しています。

なお、これらの箇所については、6月中に大型土のうによる応急対策を実施し完了しています。今回の被災地では、10月31日～11月1日に豪雨による土石流が発生しましたが、応急対策が機能して下流への被害を防止しました。

旬に大型土のうによる応急対策を実施し完了しています。今回の被災地では、10月31日～11月1日に豪雨による土石流が発生しましたが、応急対策が機能して下流への被害を防止しました。

（※民有林等において、災害（風水害、なだれ等）により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業。）

7 おわりに

昨年2月の林野火災から1年が経とうとしていますが、今回、被害を受けた森林が3,370haという広範囲であるという状況を踏まえると、森林の再生には長い支援が必要と考えています。林野庁としても、引き続き、大船渡市や岩手県等の関係機関と連携して森林の復旧を進めていく予定です。